

Business News

第312号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、前回に引き続き「社会保険の適用拡大」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

社会保険適用拡大の対象社員への説明ポイント

今回は、社会保険の適用拡大となる特定適用事業所において、新たに社会保険の加入対象となるパート社員等への説明のポイントをお伝えします。

1. 社会保険適用拡大に関する説明の必要性

新たに社会保険の対象となるパート社員やアルバイトの方々は、働き方や家庭環境が多様であることが想定されます。説明不足のまま社会保険の加入手続きをすると、思わぬ労使トラブルとなる可能性があります。また、社会保険への加入を避けるために退職や就業時間を短くする方が多くなると、会社にとっては人員の確保が難しくなる恐れがあります。このような事態を防ぐためには、対象となる方々に早めに社会保険加入による影響(メリット・デメリット)を説明することが大切です。そのうえで、各人と今後の働き方についてのすり合わせをしておく必要があるでしょう。

2. 社会保険適用拡大の対象社員の要件

特定適用事業所における、社会保険適用拡大の対象となる社員の要件は以下の通りです。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上
- (2) 月額賃金が 8.8 万円以上
- (3) 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- (4) 学生ではない

社会保険への加入は任意ではなく、要件に該当すれば必ず加入しなければなりません。そのため、例えば被扶養配偶者として引き続き扶養内で働くことを希望する社員は、所定労働時間を減らしたり、賃金額を抑えることが考えられます。まずは上記の要件をチェックリスト化し、社内の対象者を把握することが必要です。

3. 社会保険加入のメリット・デメリット

対象となる社員には、社会保険加入の影響(以下のようなメリット・デメリット)を説明します。併せて、「パート社員から正社員への転換制度」等を案内し、今後の働く意欲の向上につなげられると良いでしょう。

- (1) メリット
 - ・年金額について基礎年金に厚生年金が加算され老後・障害・死亡時の保障が充実する
 - ・社会保険料は事業主が半分負担する
 - ・私傷病で休業する場合の傷病手当金、出産のため休業する場合の出産手当金を受けることができる
 - ・被扶養家族の要件である「年収 130 万円の壁」を気にせず働くことができるようになる

- (2) デメリット
 - ・社会保険料が天引きされ手取り収入額が減る
 - ・配偶者の所得税について配偶者控除を受けていた場合、配偶者控除が受けられなくなる
 - ・配偶者の会社から支給されている家族手当等を受けていた場合、支給されなくなることがある
- 上記メリット・デメリットを踏まえ、各人の意向を確認します。社会保険に加入しないことを希望する社員には、所定労働時間を減らすなど働き方について労使で合意して労働条件を変更します。

以下HPにガイドブックやQ&A集等が公表されています。説明資料等にご活用ください。

- ・厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>
- ・日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N312